

きましては、定員配置の合理化、事務能率の向上等をはかり、増員による設置法の改正は行なわな

いこととしたしております。
また、以上に申し上げました法律定員のほかに、五現業等の政令で措置いたすこととなつて

いるものが、三千百九人ありますことを申し添えます。
なお、欠員不補充の措置につきましては、昭和

四十二年度におきましては、継続して実施いたしたいと存じます。
次に特殊法人につきましては、その新設は極力

抑制することとしたしまして、新設二十一法人、廃止一法人の要求に對しまして、七法人を新設する一方、三法人を廃止することとしたしました。この結果、特殊法人の総数は、四増加することになります。
諸施策の遂行上必要やむを得ないものとして新

設を承認いたしましたのは、京浜外貨埠頭公団、阪神外貨埠頭公団、中小企業振興事業団、動力炬の開發を担当する事業団、石油開發のためのもの一、環境衛生金融公庫及び日本學術振興会の七つであります。一方廃止いたしますのは、動力炬の開發を担当する事業団の新設との關係で一法人、日本中小企業指導センター及び石油資源開發株式

会社の三法人であります。
次に、行政改革の推進についてであります、四十一年度におきましては、審議會等の整理、文

部省調査局の廃止と文化局の新設、許可事務の整理などを実現してまいりましたが、なお多くの問題が残されております。
これらにつきましては、臨時行政調査会の答申の趣旨に基づき、最小の経費で最大の行政能率をあげ得るよう行政組織、運営の簡素化、能率化を今後さらに推進していく所存であります。

○委員長(豊田雅孝君) ただいまの御説明に對し御質疑はありませんか。——御質疑もないようでありますから、本件につきましてはこの程度にいたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時二分散会

三月二十三日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案
一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条―第五十五条の四」を「第三十九条―第五十五条の八」に、「航空保安事務所(第五十五条の二)」を「地方航空局(第五十五条の二―第五十六条の六)」に、第五十五条の三、第五十五条の四を「第五十五条の七・第五十五条の八」に改める。

第十九条第五項中「監理部」を、「監理部、飛行場部」に改める。

第二十八条の二第二項第三号中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二項中「第十号から第十一号まで」を削り、「第十七号に掲げる事務」の下に「飛行場部においては、同項第十号から第十一号の三までに掲げる事務及び同項第十一号の四に掲げる事務のうち燈光、色彩又は

形象により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するものを」を加え、「第十一号の二から第十二号まで」を「に掲げる事務、同項第十一号の四に掲げる事務のうち電波により航空機の航行を援助するための航空保安施設に関するもの並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条中「船舶技術研究所」を「船舶技術研究所」に、「航空大学校」を「航空大学校、航空保安職員研修所」に改める。

第三十条第一項中「第二号」を「第三号」に、「第三号から第六号まで」を「第二号及び第四号」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号と

し、同条第二項中「第二号」を「第三号」に、「同項第三号から第六号まで」を「同項第二号及び第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(電子航法研究所)

第三十条の二 電子航法研究所は、次に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

一、電子航法に関すること。
二、人工衛星による航法に関すること。

2 電子航法研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究を行なうことができる。

3 電子航法研究所は、東京都に置く。

4 電子航法研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十七条第二項の表兒島海員定校の項中「児島市」を「倉敷市」に改める。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。
(航空保安職員研修所)

第三十七条の三 航空保安職員研修所は、航空保安業務に従事する職員に對し、その業務を行なうのに必要な研修を行なう機関とする。

2 航空保安職員研修所は、東京都に置く。

3 航空保安職員研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十九条中「掲空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

第二章第四節第五款中第五十五条の四を第五十五条の八とし、第五十五条の三第二項中「航空保安事務所」を「地方航空局の空港事務所」に改め、同条を第五十五条の七とし、同節第四款を次のように改める。

第四款 地方航空局

(所掌事務)

第五十五条の二 地方航空局は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一、航空機の安全性に関すること。

二、航空機及びその装備品の修理及び改造に関すること。

三、航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

四、航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

五、航空機の操縦の練習の許可に関すること。

六、飛行場及び航空保安施設に関すること(港湾建設局の所掌に属するものを除く)。

七、航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導管制及びターミナル・レーダー管制に関すること。

八、前号に掲げるもののほか、航空交通の安全に関すること(航空交通管制部の所掌に属するものを除く)。

九、航空運送事業その他の航空に関する事業に関すること。

十、外国航空機の航行に関すること。

十一、航空機に関する事故の調査に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第五十五条の三 地方航空局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
東京航空局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 群馬県 長野県 新潟県 山形県 秋田県 福島県 宮城県 岩手県 青森県 北海道
大阪航空局	池田市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県 三重県 愛知県 岐阜県 福井県 石川県 富山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

香川県 徳島県 愛媛県
高知県 福岡県 長崎県
大分県 佐賀県 熊本県
宮崎県 鹿児島県

(特別な職)

第五十五条の四 地方航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、地方航空局の長を助けて局長を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。
(内部部局)

第五十五条の五 地方航空局の内部組織は、運輸省令で定める。

(空港事務所等)

第五十五条の六 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、空港事務所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第八十三条の表中「一五、〇五六人」を「一五、二五二人」に、「一一、二六六人」を「一一、一三四人」に、「二四〇人」を「二四二人」に、「六、一二二人」を「六、一五三人」に、「三三、七〇八人」を「三三、八三五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は公布の日から、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第三項から第五項までの規定は同年十月一日から施行する。
(経過規定)

2 運輸省本省の定員は、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和四十三年二月二十九日までの間は一万五千三百六十二人とする。
(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

の一部を次のように改正する。

第五百六十六条第七項中「鉄道現業官署」の下に「空港事務所その他の航空現業官署」を加え、「航空保安事務所」「航空標識所」を削る。

(航空法の一部改正)

4 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七条第一項中「航空保安事務所長」を「地方航空局長」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方航空局長又は、航空交通管制部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の空港事務所その他の地方機関の長に行なわせることができる。

(自衛隊法の一部改正)

5 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「電波監理局」を「電気通信監理局」に改める。

第六條第一項第五号の四及び第十二号の二から第十二号の五までを削る。

第十條の三第九号ただし書中「大臣官房」を「電気通信監理局」に改め、同条を第十條の四とし、第十條の二の次に次の一条を加える。

(電気通信監理局の事務)

第十條の三 電気通信監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一、有線電気通信を規律し、及び監督すること。

と。

二、電波及び放送の規律に関する事項以外の国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

三、日本電信電話公社及び日本電信電話公社共済組合並びに国際電信電話株式会社を監督すること。

四、公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。ただし、日本電信電話公社に関するものに限り。

五、電気通信監理局の所掌事務に関する企画を行ない、及び実施すること。

六、電気通信監理局の所掌事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七、電気通信監理局の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八、電気通信監理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づき業務計画を実施すること。

九、所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十、所部の職員を訓練すること。

十一、電気通信監理局の所掌事務に関する周知を行ない、及び統計を作成すること。

十二、前各号に掲げるもののほか、電気通信に関すること。ただし、電波監理局所掌のものを除く。

十三、前各号の事務に附帯すること。

第十二條第二項中「第六條第一項第十二号の二から第十二号の四まで」を「第十條の三」に改め、同条第四項中「(同条第十二号の二から第十二号の四までに掲げるものを除く)」、第十條の三を「第十條の四」に改める。

第十三條第一項及び第二項を次のように改める。

地方郵政監察局の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
関東郵政監察局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 茨城県
信越北陸郵政監察局	長野市	長野県 新潟県 山梨県 石川県
近畿郵政監察局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県 鳥取県 島根県 山口県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
中国四国郵政監察局	広島市	広島県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
九州郵政監察局	熊本市	熊本県 大分県 佐賀県 福岡県 鹿児島県 宮崎県
東北郵政監察局	仙台市	宮城県 岩手県 秋田県 青森県 山形県 福島県
北海道郵政監察局	札幌市	北海道

2 地方郵政局の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
東京郵政局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県
関東郵政局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県
長野郵政局	長野市	長野県 新潟県 山梨県 石川県 富山県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
金沢郵政局	金沢市	石川県 富山県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
大阪郵政局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県 鳥取県 島根県 山口県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
広島郵政局	広島市	広島県 岡山県 山口県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
松山郵政局	松山市	愛媛県 高知県 徳島県 香川県

第四七〇号 昭和四十二年三月十四日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 佐賀県小城郡小畑町大字畑田一九五 古川正興外六名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四七一号 昭和四十二年三月十四日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 群馬県高崎市江木町六四四 山口保外四名

紹介議員 大和与 一君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四七二号 昭和四十二年三月十四日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三十二通)

請願者 鹿児島県名瀬市井根町八ノ八 木下隆雄外三十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四七三号 昭和四十二年三月十四日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 東京都中央区越前堀二ノ二八ノ二 伊藤勇外二名

紹介議員 大河原 一君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四九四号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 青森県三戸郡五戸町 鈴木英司外一名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四九五号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市大楽寺町二七二 平田美佐恵外一名

紹介議員 岡田宗 司君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四九六号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 埼玉県戸田市下戸田三、〇八五福 栄荘内 守克巳外二名

紹介議員 大河原 一君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四九七号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 熊本清水町万石三五九 藤本光明外二名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四九八号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 石川県鳳至郡門前町字走出二ノ二 藤沢伝重外三名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四九九号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 大阪府吹田市垂水町二ノ二ノ三六 井上恒幸外三名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五〇〇号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 群馬県前橋市紅雲町一ノ一九ノ一 四 高橋聡外五名

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五〇一号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 愛媛県松山市千舟町一ノ二ノ五 田村忠男外七名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五〇二号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 佐賀県杵島郡北方町大字志久三 二八三 泉トヨ外七名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五〇三号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二十一通)

請願者 大分市大字津留三四三 中西清外二十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五〇四号 昭和四十二年三月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十五通)

請願者 栃木県宇都宮市幸町二ノ四 日向野範子外十四名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五〇五号 昭和四十二年三月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十五通)

請願者 栃木県宇都宮市平出町四、三一五ノ五 上吉原祥泰外十四名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第四三三三号 昭和四十二年三月十日受理
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険の終身使用に関する請願(六通)

請願者 岐阜県関市前町 斎藤節子外八十九名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第四六二二号 昭和四十二年三月十三日受理
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険の終身使用に関する請願(六通)

請願者 岐阜県関市川間町 長瀬千尋外八十九名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

昭和四十二年三月三十一日印刷

昭和四十二年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局